

## 第8章 その他計画を推進するにあたって

### 留意すべき視点

#### 1 重層的支援体制の構築と活用

##### 現状・課題

- 本市では、高齢者人口の増加やそれに伴う「8050問題」(高齢の親が社会的に孤立している子供の生活を支えている状況)といった、さまざまな分野の課題が同時に重なり顕在化しにくくなるケースや、介護、子育て、障害、生活の苦しさ、ひきこもりなどの課題が複雑化・複合化したケースの増加が課題となっています。
- また、コロナ禍等を契機とした社会活動や生活様式の変化により、従来の福祉制度の要件には合致しないが、生活に困るケースも増加しています。
- このように、これまで国が対象者の属性ごとに整備してきた公的な支援制度の活用だけでは十分な支援ができないケースも増加しており、多機関が連携する新たな支援体制の構築が求められるようになりました。
- 8050問題等の家族に対する支援策の一つとして、共生型サービスの活用が考えられます。このサービスは、障害のある方と高齢の家族が同一の事業所を利用することができるため、介護保険サービスと障害福祉サービスとの連携が可能となるメリットがあります。
- 例えば、高齢の親は、介護保険サービスの通所介護や短期入所生活介護を利用し、障害のある子は、障害福祉サービスの生活介護や短期入所を同一施設で同時に利用することができます。
- しかし、現状では、共生型サービスの認知度は低く、普及も停滞しています。

##### 今後の方向性

- 複雑化・複合化した課題には、本市として包括的な支援体制を構築していく中で、障害のある人単独ではなく、家族の問題として、包括的に関わっていく視点が必要です。
- そのためには、共生型サービスの理解と普及の促進を図っていくことが大変

重要であり、具体的な方策として、当事者や事業関係者への周知・啓発活動の実施や関係事業所に対する重層的支援体制を構築し、活用していく必要があります。

## 2 意思決定支援の推進

### 現状・課題

- 障害者総合支援法では、事業所等に対し、障害のある人の意思決定の支援※に配慮することを努力義務として定めています。しかし、全ての事業所・全てのケースにおいて、本人の意思を十分に尊重できているとは言い切れない状況です。

※自ら意思を決定することに困難を抱える障害のある人が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討のために事業所の職員が行う支援の行為及び仕組みのこと。

### 今後の方向性

- 自ら意思を決定すること（意思を形成及び表明する段階を含む。）に支援が必要な障害のある人が障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等に対する研修等を通じた意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及を図ること等により、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進します。

### 3 ケアラー支援

#### 現状・課題

- 家族や身近な人などを無償でケア(介護、看病など)する方のことをケアラーと言います。ケアラーは全世代に存在し、老老介護やダブルケア、障害のある人・児童のケア、働きながら介護する方、ヤングケアラー(こども・若者)など多分野にわたります。
- ケアラーの中には、一日中つきっきりでケアをせざるを得ず、自分の望む人生や日々の暮らしが送れなかったり、人知れず社会的に孤立する方もいるなど、ケアラー自身への支援が必要な場合があります。

#### 今後の方向性

- ケアラーを社会全体で支えるため、支援等の充実に向けて取り組んでいきます。
- 障害のある人・児童をケアしている人(家族等)について、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぐとともに、家族等の負担軽減を図ります。
- 介護者の不安な気持ちや悩み事などを傾聴し、ストレスの軽減を図るため、障害福祉相談員(市から委嘱を受け、障害のある人の福祉の推進のために活動している障害のある人本人またはその家族)による相談対応を実施します。